

■第95号議案 令和4年度（2022年度）箕面市一般会計補正予算（第9号）

市民派クラブの中西智子です。

第95号議案 令和4年度（2022年度）箕面市一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論いたします。

反対の第1の理由は、「マイナ保険証書及び促進事業」（706万7千円）についてです。この事業は、マイナンバーカードの健康保険証利用促進に関する国の補助金である「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」を活用してマイナンバーカードの申請手続きや、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための利用登録及びマイナポイントの申請などのサポートを豊川支所で行うものです。

政府は2024年秋に現在の健康保険証を廃止し、「マイナ保険証」としてマイナンバーカードに一本化する方針を打ち出しました。カード取得を「任意」から「事実上の義務化」に切り替えたと言えます。しかし、それでも河野太郎デジタル相は、マイナンバーカードについて「今まで通り申請に応じて交付するものだ」という見解を示し、マイナンバー法を改正しないで、カードの取得はあくまで「任意」であることを強調するという非常に矛盾した政策をとっています。

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会の三師会は、「メリットはあるが、セキュリティの問題などもある」と反対している医師が多いことや、対応できない高齢者が取り残される懸念、停電が起きたらどうするのか、訪問診療はどうしたらいいのかとか課題も多いというふうに指摘し、デジタル化のメリットも分かるが、急に推し進めるのではなく、慎重にしてほしい」と述べてきました。

2024年に、現在の紙の保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証とした場合、例えば紛失した時には800円の手数料が発生します。また再発行される

までの期間に診療を受けようとするれば、全額負担となってしまいます。その辺の解決策について市に確認しましたが、残念ながら現時点では分からない、とのことでした。

この10月末時点での、箕面市のマイナンバーカード交付率は54.5%です。さまざまなインセンティブでカード取得を誘導しても、いまだに、マイナンバーカードの必要性を感じない市民がいることを受け止めねばなりません。マイナポイントやテレビCMなど、マイナンバーカードの普及に向けて、総務省が実施した事業の総額は2兆円を超えています。

マイナンバーの制度設計に携わった水町弁護士は、「保険証など多くの人が持っているものをマイナンバーカードにすれば普及が進むという発想は、事実上選択肢をなくすもので、政策としては拙速だ」と指摘しています。

さらに、IT企業サイボウズの青野社長は「マイナンバーカードを一度やめたほうが絶対に安上がりになる」と指摘しながら、「強引だなと思いました。そもそも必要性への国民の理解が乏しく、利便性が低いという問題があるから、カードは普及していないわけです。それを解決しないまま強引に配りたいんだなと。同時に政府のこれまでの政策に矛盾も感じました。強引に進めるのであれば、マイナポイントのばらまきやテレビCMは何だったんだと。その辺の政府の姿勢がすごくちぐはぐで、兆単位のお金を浪費したんだなというのが感想です」と述べています。

さらに、マイナンバーカードを取得する際には、市の職員が本人確認を行い、手渡しすることになっており、これは本人確認はカードの重要性を高めるために、重要だとされてきました。しかし政府はカードの普及を進めるために、郵便局が交付事務をおこなえるよう、来年度の通常国会で法改正する方針です。

また総務省は、来年度から、カードの交付率を地方交付税の算定に反映させる方針も掲げており、このようななりふり構わぬやり方はいかなるものか、と考えます。国の不適切な政策に対して、地方自治体として冷静に対処すべきではないでしょうか。現在、府内43市町村のうち、この補助金を申請したのは28の市町とのこと。箕面市も、政府の政策を正す意味においても、今、拙速

にこの国の補助金事業を行うべきではないと考えます。

2点目の反対理由は、みのおサンプラザ1号館建替え推進に伴う債務負担行為についてです。

事業費の内訳は、サンプラザ1号館の建物除却後の土地取得費用として9億9千万円、新たに建替え後の建物の床、1階から3階の取得費18億600万円をそれぞれ上限額としたものです。

総務常任員会での市の説明は、サンプラザ1号館を建替える際には、新規建物を駅前の賑わい創出の核施設に位置付け、中心市街地の活性化を図るための、土地と床を率先して取得する、というものでした。

しかし、まず本年8月に、区分所有者に対して「建替え基本計画」が示されたことと議案説明書に記されていたので、それはどのような計画なのか、区分所有者の個人情報を除いた、せめてスキーム、体系的な計画や構想を教えてほしいと質問したところ、「事業者から区分所有者限りでの取り扱いにしてもらいたいと言われているので答弁を差し控える」、という答弁でした。箕面市は6割以上の床を所有している区分所有者です。予算執行にかかわる審査を行っているにも関わらず、建替えの基本計画について、一切説明できないというのはとても不透明であり、市の対応は理解できません。

また、副市長さんからは、サンプラザを駅前のにぎわいを創出する核となる施設と位置付け、物販や飲食などの施設を融合し、相乗効果を発揮するような、観光や市民交流のあるこれまでにない公共施設の実現を目指す、と説明いただきましたが、これについても、現時点では、具体的には言えない、とのご答弁でした。

これまでも、サンプラザ1号館は、活性化をはかる施設として、中心市街地活性化基本計画に位置づけられ、2014年には「みのおサンプラザ等公共施設再配置計画」が策定されて、官民一体となった活性化策が推進されることになっていました。しかし、現実はいかがでしょうか。私はサンプラザ1階の市が保有する床の利活用を再三提案してきしたが、災害時に社会福祉協議会が一時的に使用しただけで、ほとんど活用されずシャッターを下ろしたままになっています。

少なくとも市が策定した計画の達成度や、総括を明らかにするなかで、今後の方針について、予算にかかわることであるため、きちんと議会に説明すべきだと考えます。また、現在の区分所有者に対しても、床を再取得するかどうかの判断材料となりますので、市が構想している活性化策をきちんと提示すべきです。

さらに、70年間の定期借地の件についてですが、箕面市が地主になることについて、また定期借地制度を採用することについてのデメリットが全く考えられていないことを非常に懸念します。定期借地にすれば、売り出したときには一般のマンションやビルよりは安く入手できるため、直ぐに売り切れるかもしれませんが。定期借地マンションを「終の棲家」とはせず、投資物件を買うような目的で購入する人の場合は、購入者にとってメリットがあるでしょう。しかし、一般的なマンションより物件価格が安いけれども、借地料や解体準備金という負担もあり、基本的には資産形成とならないため、賃貸物件がわりに活用するケースが多くなることも予想できます。その場合、マンションの管理や地域のまちづくりにどのくらい積極的に関与する所有者がいるのだろうか、不安に思います。

市がメリットおよびデメリットについても熟慮した結果、70年の定期借地という事業協力者の提案に同意したのではないため、とても場当たりの判断であると考えます。

これらの理由から、債務負担行為のうち、底地購入にかかる9億9千万円については、現時点では責任が持てないため、賛成できません。

以上、反対討論といたします。